

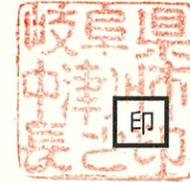
様式第8(第10条関係)

平成29年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

中財第37号
平成30年3月9日

岐阜県知事 古田 肇 様

住所 中津川市かやの木町2番1号
氏名 中津川市長 青山 節 児



平成29年6月30日付け水資第78号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について岐阜県電源立地地域対策交付金交付要綱第10条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注)(1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
1	地域活性化措置	中津川市立保育園運営事業	中津川市	45,648,200	30,000,000	

(備考)事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	地域活性化措置	中津川市立保育園運営事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		中津川市	
交付金事業実施場所	中津川市かやの木町2番1号		
交付金事業の概要	中津川市立保育園の園長及び保育士(全21人分)の人件費8ヶ月分。		
総事業費	45,648,200	交付金充当額	30,000,000
		うち文部科学省分 うち経済産業省分	30,000,000
交付金事業の成果目標	<p>中津川市における保育園の園児数は年々減少傾向にあるものの、核家族化に伴う共働き家庭やひとり親家庭がひとときわ増加しており、安心して働くことを可能とするための保育ニーズの増加、多様化への対応が重要課題となっております。</p> <p>本市では、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた保育所、地域型保育所等の設置を促進することにより保育ニーズへの対応を進めており、平成29年度当初の待機児童ゼロを達成しています。</p> <p>他方で年度途中の入園希望が増加していることにより、現在の受け入れ態勢では年度途中の待機児童が発生する恐れがあります。</p> <p>引き続き年度当初の待機児童ゼロを維持し、年度途中の待機児童を発生させないためには、保育施設の整備のみならず、保育士不足の解消や各施設の実情に応じた保育士の加配が必須となります。</p> <p>本交付金を保育士人件費の財源とすることで、充実した質の高い保育サービスの提供と安定した保育所運営を行い、拡大傾向にある保育ニーズへの対応を成果目標とします。</p>		
交付金事業の成果指標	<p>成果目標を達成するためには、慢性的な保育士不足の解消が必要となります。本交付金を活用し、保育士給与を確保することで安定した保育サービスの提供と園児の受け入れ態勢を整え、年度当初・年度途中の待機児童ゼロを目指します。</p>		
交付金事業の成果及び評価	<p>本交付金を活用することにより、保育士21名分の8ヶ月分にわたる人件費を確保することができました。</p> <p>年度当初の待機児童は発生していないため次年度以降も引き続き待機児童ゼロに努めます。また、年度途中の待機児童についても、受け入れ態勢の充実に取り組んできた結果、待機児童ゼロを達成することができました。今後も、現状に満足することなく、保育ニーズへ一層対応するため保育士の不足解消、保育サービスの充実化に取り組んでいきます。</p> <p>なお、保育サービスの充実は長期的な目標であることから「中津川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の平成31年度にあわせて、再評価の時期を設定しています。</p>		

交付金事業の契約の概要			
契約の目的	契約の方法等	契約の相手方	契約金額
人件費	雇用	保育士21名	
計			
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	無	交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	H31

(備考) (1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。